

# LGBTIQAの性被害

被害の現実と望まれる法制度

Broken Rainbow - Japan 理事 Rape Crisis Network 代表

岡田実穂

# "特別な人への特別な人による特別な被害"

ではない、と言うことをお伝えするためにきました。

### LGBTIQAの性被害の現状

#### 最低限必要な法改正とは何か

- 「男性器」の介入が構成要件である性器規定を撤廃すること
- 「手指器具等」による性暴力を規定すること
- ・憎悪犯罪(ヘイトクライム)を暴行脅迫の要件として加えること
- レイプシールドを導入すること
- IPV(Intimate Partner Violence:親密な関係における暴力)を暴力であると 規定すること

#### LGBTIQA 性被害の実態

- 各種統計において総合的に被害経 験が特に高いのは、トランスジェ ンダー、バイセクシュアル女性、 無性愛者、インターセックス
- ・被害経験年齢を見ていくと、24 才以下での被害経験が約80%。そ の多くはLGBTIQAコミュニティで の被害と紐づけることは不可能。

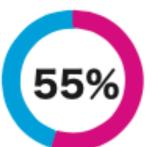


#### 初めて性被害経験を持った年齢





トランスジェンダーとジェンダー ノンコンフォーミングの64%が 人生の中で性暴力被害を経験する



のトランスジェンダーが シェルター利用の際に嫌がらせを受け、 29%がサービス提供を断られた



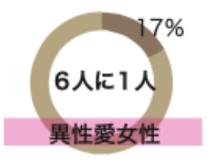


のトランスジェンダーが シェルター利用に際してスタッフから 性暴力被害を受けた





5人に1人のトランスジェンダーが ジェンダーアイデンティティを理由に ホームレスの経験をしている





男性サバイバーの

が、生涯の中で レイプ被害にあっている



データ:LGBTIQAと性暴力

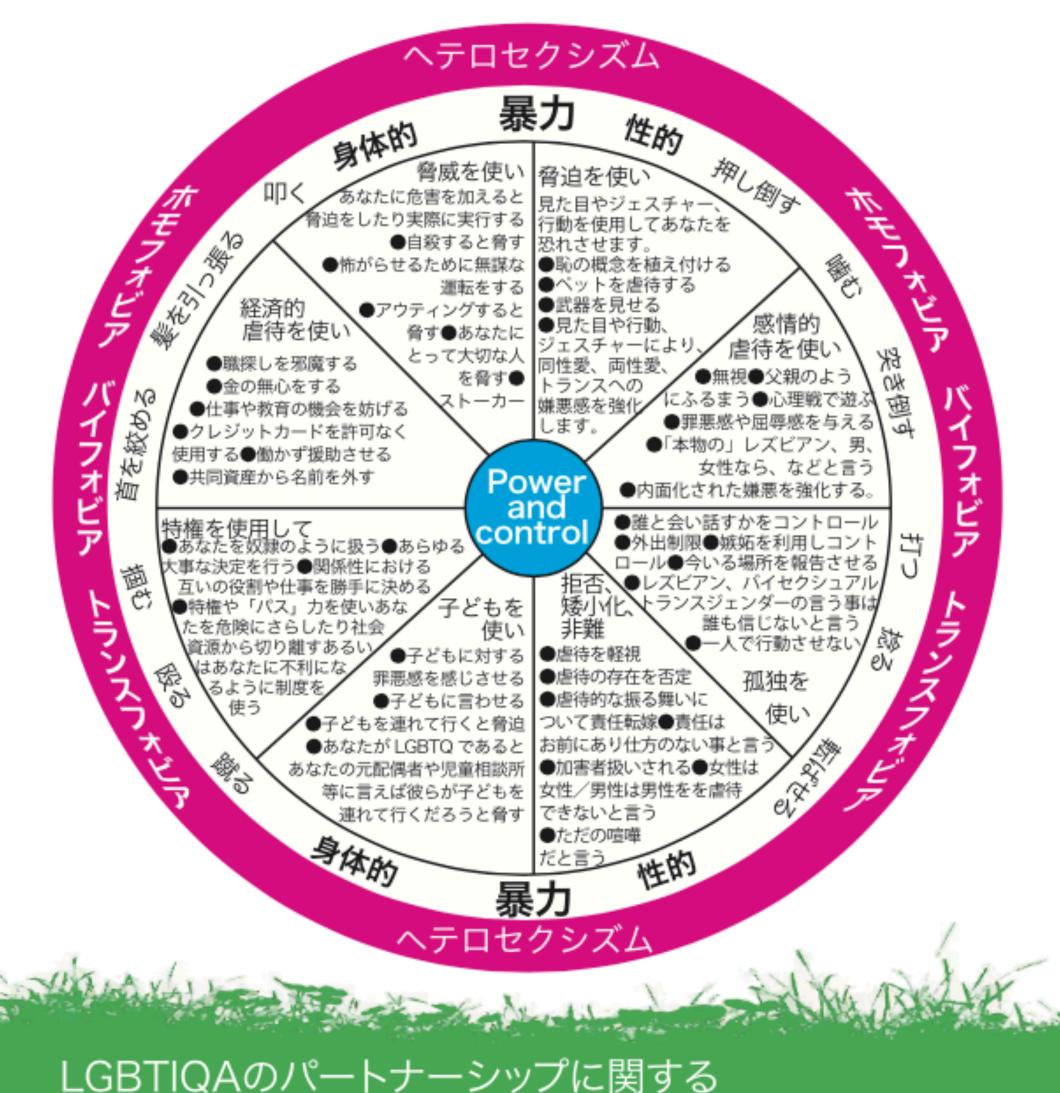
#### LGBTIQA-DV パートナー間での性暴力

- ・総合的に、性別違和のない異性愛者 に比較すると被害率が高い
- ・男性同性間では傷害事件として事件 化することが多い
- ・社会的差別・偏見の結果、周囲に対し閉じられた関係性が多く、可視化しにくい
- 関係性を認める法規定がない
- DV防止法などの適用が難しい

親密な関係に於ける暴力を考えるときに、多くのケースでその構造は「権力と支配」の中で SOGIESC を問わず同様な問題が発生しています。しかし LGBTIQA コミュニティの中だからこそ起きる 問題や、加害者側が用いる加害の言い訳があります。

それらを理解しておくことはサバイバーに起きていることを理解するのに役立ちます。

また、この DV ホイールは DV チェックシートとは違います。一つでも該当するから DV、などと決める ものではなく、DV が力と支配の元にどのような構造で起きているのかを、特に LGBTIQA コミュニティ 焦点を当てた形で示したものです。

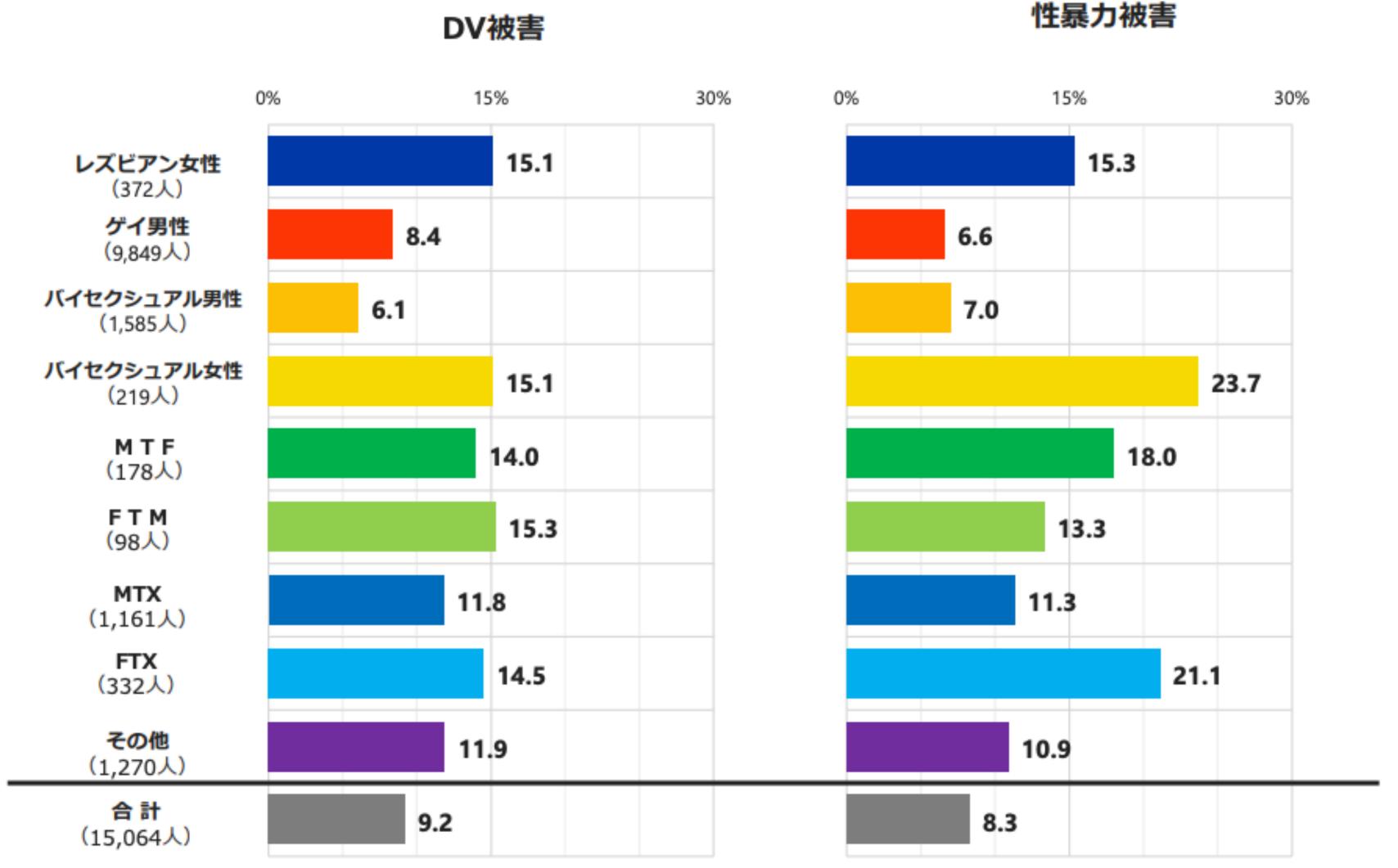


パワーとコントロールホイール

#### DV・性暴力被害経験率

2016年調査 国内最大規模 1万5千人規模の全国調査 全体の88%が20~40代、47都道府県からの回答 、有効回収数15,064件(国内在住者)

これまでにDV被害にあったことがありますか?ここで言うDVとは配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力を指します。 これまでに性暴力被害を受けたことがありますか?



参考:男女間における暴力に関する調査(内閣府)によれば、異性から無理矢理に性交された経験率(女性のみ)は、6.5%(2014年)、7.6%(2011年)

#### 当事者の現実 井社会の現実

なぜ誤差が生まれるのか



LGBTや男性が性暴力被害にあった時に、性暴力被害のワンストップセンターなどで適切な支援が受けられると思いますか。

受けられると思う	18	8.8%
女性なら受けられると思う	19	9.3%
断られると思う	3:	3.9%

28.1%

192票·最終結果

分からない

午後2:40 · 2020年1月22日 · Twitter Web App

# 加害者を後押しする社会沈黙を強いられる現実

- ・「強姦罪」に於ける排除
- ・「被害は女性のもの」と言う (法が後押しする) 社会認識
- ・現実の被差別経験
- ・ 差別・偏見に基づく支援・捜査・ 法の執行のありよう
- ・加害者は上記の現実を利用する 形で当事者たちに沈黙を強いる

男性や LGBTIQA が「より沈黙を強いられやすいのは何故か」を理解しておかなければ、 適切な聞き取りや支援は難しい。例えば以下のような感情が「沈黙」の理由として あげられます。

- ◆ 声をあげても、どうせ信じてもらえないだろうという恐怖
- ◆ 暴力が男性から女性に対して行われるものだという社会認識への諦め
- ◆ ホモフォビア、バイフォビア、トランスフォビア等への恐怖
- ◆ LGBT コミュニティや男性社会における友人やサポートを失う恐怖
- ◆ カミングアウトを強いられることへの恐怖
- ◆ ホモフォビアを持つ人たちの「燃料」となる恐怖
- ◆ (同性間 DV の場合) パートナーや、コミュニティの人間をフォビア に曝す恐怖(たとえ加害者であっても)
- ◆ 嘲笑の対象となる恐怖

LGBTIQAの相談を聞くことに慣れていなかったり、コミュニティについての 理解が不足していると、サバイバーが言っていることの重要性に気づかないことが あります。加害者の行為によってサバイバーにとってどういった影響があるのか、 どれだけ重要な出来事であるのかを理解するため、コミュニティを知ることが重要です。

#### LGBTIQA パートナー間 DV に特筆すべき点

- ・コミュニティからの孤立してしまう(居場所を失う)
- LGBTIQA アイデンティティに対する恥や嫌悪を植え付けられる
- カミングアウトをしている「安全な場所」をコントロールされる
- ·SOGIESC によって親権の否定をされやすい
- ・家族、職場、友人、入管等に対しアウティングをするという脅迫
- 「本当の同性愛者ではない」という否定
- ・HIV ステータスについてのアウティングに関する脅迫

#### トランスジェンダーに対する DV に特筆すべき点

- アイデンティティに関わる侮辱的な身体接触
- ・ホルモン治療や SRS に関するアクセスをコントロールする
- アイデンティティを否定した性暴力
- ・ウィッグ、衣類、エピテーゼ等性表現ツールの破壊

#### 家族からの暴力に関する特筆すべき点

- ・年齢、精神、身体、知的ギャップの解消が難しい場合が多い
- ・強制性交等罪での監護者要件に抵触している可能性
- ・嫌悪を元にした暴力を「矯正名目」で正当化しやすい。
- ・矯正という名目を加害者が信じている場合。
- ・居所、経済、就学等への影響
- 保護監督の立場から社会的繋がりの一切を排する事が比較的容易
- ·「家族」というものに対する社会規範による自罰意識の増長

なぜ沈黙するのか

"「加害者に利用される法」から「被害者を後押しする法」へ"

法のありようが社会の規範を作るのであれば、より良い社会に向けた法制を

### 暴行脅迫要件

#### 同意とは何かの前提条件を

- 差別があることを前提に考えれば、「身体的な拒否・抵抗」をすることが出来ないことは明白であり、憎悪犯罪の規定が必要
- 「出会い」の始まりが何であれ、どの職業であれ、被害は被害。レイプシールドが必要
- 配偶者のみならず、IPVに対して明確に犯罪として定義することが必要

# 性器を規定することは必要か?

# 単一化される性

本来多様である性が「社会によって」規定されている。



### 身体的性別を100%定義することは出来るか

一般に、既に性は多様である。



トランスジェンダー、インターセックスなど、既に私たちの社会には 多様な性のありようが存在することは疑いようがなく、「多数派の外性器」 のみを基準とした定義は、そもそも困難である。 インターセックス/性分化疾患者のケース

性器形成におけるグラデーション、またホルモン量による性器の変化

# 「あなたの性器は正しい性器ですか?」

性器を模した「器具」のバリエーション

# 身体侵襲性を問う

### 挿入を伴う性暴力のバリエーション

性暴力はセックスの罪ではなく、性を用いた暴力である

- 割り箸、木の棒、鉄パイプ、バイブ、ペン、電球、食物等、カッター、銃 ...
- 指、手、腕、足 ...

#### LGBTIQAの性被害の現状

#### 最低限必要な法改正とは何か

- 「男性器」の介入が構成要件である性器規定を撤廃すること
- 「手指器具等」による性暴力を規定すること
- ・憎悪犯罪(ヘイトクライム)を暴行脅迫の要件として加えること
- レイプシールドを導入すること
- IPV(Intimate Partner Violence:親密な関係における暴力)を暴力であると 規定すること

## その他、必要な改正

- 暴行脅迫要件:抗拒不能性の解体(拒否したと言う事実を認定すること)、立証責任 を加害者側に課すこと、レイプシールドを採用すること、ヘイトクライムを暴行脅迫 として明記すること
- 監護者性交等罪:優位性を利用した、主に社会的な地位の強い者による、「自らの権力で立場を利用した性暴力」に拡大すること
- ・ 性交同意年齢:(15才で遺言を遺すことや臓器提供の意思表示が可能になることから)15才に引き上げ
- 公訴時効:撤廃
- ・罪名:強制性交等罪から「性暴力罪」へ。